

平成30年度 第2回 四街道市文化財審議会会議録

日 時 平成31年 3月26日(火) 午後3時30分～午後4時45分

場 所 四街道市青少年育成センター2階 オープンスペース

出席委員 中野照男 副委員長
松平喜美代 委員 樋口誠太郎 委員 吉田文夫 委員
大矢敏夫 委員 鈴木満壽男 委員 西山太郎 委員

欠席委員 加倉井砂男 委員

事務局 高橋信彦 教育長 荻野武夫 教育部長 内海正憲 課長
遠藤智久 係長 大村冬樹 主事

傍聴人 0人

—— 会議次第 ——

1 開 会

2 副会長挨拶

3 教育長挨拶

4 議 題

(1) 平成30年度事業報告について

(2) その他

5 閉 会

1. 開会

内 海 課 長：定刻となりましたので、これより平成30年度第2回四街道市文化財審議会を開催します。
始めに議事進行につきましては、四街道市文化財の保護に関する条例第26条第3項の規定に基づき、「会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。」とありますが、現在、宮田会長の席は欠員となっています。よって、同条例第26条第4項の「副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を行う。」とありますので、議長を中野副会長にお願いします。続きまして、本日の出席委員は7名です。したがって、四街道市文化財の保護に関する条例第27条第2項の規定に基づき、過半数に達していますので、本会議が成立しますことを報告します。それでは、今回、会長代理を務めていただきます中野副会長にご挨拶をお願いします。

2. 副会長挨拶

内 海 課 長：ありがとうございました。次に、高橋教育長よりご挨拶を申し上げます。

3. 教育長挨拶

内 海 課 長：ありがとうございました。なお、高橋教育長につきましては、この後公務がありますので、ここで退席させていただきます。

～高橋教育長 退室～

内 海 課 長：それでは、これ以降の進行を中野副会長にお願いします。

中野副会長：それでは、これ以降の進行を務めさせていただきます。審議に先立ちまして、本会議の公開・非公開の決定について、事務局からの説明をお願いします。

遠藤係長：市では、審議会等の透明性や公平性を確保するため、会議の公開制度を設けています。指針においては原則公開としています。ただ、四街道市情報公開条例における非公開情報を審議する際には、審議内容を非公開と決定することも可能であることを、申し添えます。

中野副会長：会議の公開ですが、四街道市文化財審議会は原則公開とした上で、開催の都度、審議内容を確認し、公開・非公開と決定することで委員の皆様よろしいですか。

【委員：異議なし】

中野副会長：それでは開催の都度、審議内容を確認し、公開・非公開を決定することになりました。今回の資料を見たところ、非公開にすべき内容は無いため、公開ということで委員の皆様よろしいですか。

【委員：異議なし】

中野副会長：次に、本会議の会議録の取扱いについてお諮りします。1点目ですが、会議録に発言者氏名を記載する可否についてお諮りします。事務局からの説明をお願いします。

遠藤係長：会議録の公開については、審議内容の透明性を図る上で、発言者の氏名を明記することと示されています。

中野副会長：会議録の公開及び発言者の氏名の明記についても、委員の皆様よろしいですか。

【委員：異議なし】

中野副会長：2点目ですが、会議録署名人について、事務局からの説明をお願いします。

遠藤係長：会議録署名人については、委員の中から2名を選出させていただきたいと考えています。

中野副会長：会議録署名人については、委員の中から2名選出するというので、委員の皆様よろしいですか。

【委員：異議なし】

中野副会長：それでは、会議録署名人2名の選出をいたします。文化財審議会委員名簿順に選出してよろしいですか。

【委員：異議なし】

中野副会長：それでは、名簿順に鈴木委員、西山委員に会議録署名人をお願いしてよろしいですか。

【全員異議なし】

中野副会長：会議録署名人を鈴木委員、西山委員をお願いします。それでは次に進めさせていただきますが、本日傍聴人はいますか。

大村主事：傍聴人はいません。

4. 議題

中野副会長：それでは、本日の議題に進みます。会議次第 4 議題(1)「平成30年度事業報告」について、事務局からの説明をお願いします。

遠藤係長：それでは、会議次第 4 議題(1)「平成30年度事業報告」について、事務局大村より説明させていただきます。

大村主事：それでは報告します。皆様のお手元の資料をご覧ください。

《事務局より説明》

内海課長：本日配布した資料3の市指定文化財の表31「成山の弁才天」が重複していますので、削除をお願いします。

中野副会長：ただ今の事務局の事業報告について、委員の皆様、ご意見・ご質問等がありますか。

大矢委員：資料3の市指定文化財の表ですが、決まったものはありますか。

大村主事：こちらで管理している番号はあります。本日配布した61番までが、県に報告しているものです。

大矢委員：前はNo.2になっていた「成山の弁才天」はNo.31になっているため、別に決まっていますか。

大村主事：指定番号順は決まっています。以前に配布したものは違い、今回配布したものが正しいです。古屋城跡に関しては、No.54・55になっています。

大矢委員：この指定番号を今後使用すればよいと思います。

大村主事：分かりました。

大矢委員：できれば、所有者・所在地・指定年月日を記載していただきたいです。

大村主事：国登録文化財が1～4まで入っているため、今後統一することを検討します。

大矢委員：ホームページも記載があります。

内海課長：内容を整理し、皆様に分かりやすい形で提示できるよう努めます。

松平委員：石造物についてですが、黄色い藻が付いていましたか。

大村主事：黄色い藻は付いていました。

松平委員：薄い緑色ではないですか。

大村主事：薄い緑色もありました。

松平委員：熱湯をかければ死にます。藻類や菌類については、熱湯をかけています。

大村主事：分かりました。

鈴木委員：庚申塔の説明ですが、右の真手とあるのは左手です。「女人像の宝冠を把って…」とありますが、普通にあるのは髪の毛をつかんだ死人の女性や子供が形作られているものがありますので、その内容を知りたいと思いました。信仰の内容ですが、この石像は青面金剛と言ひ、集落の境目あたりに現在でも多く残っています。庚申の日は、三尸の虫が人間の体を抜け出して天の神に悪事を密告します。その罪が寿命を縮めるというものであり、その日の夜は眠れないということです。そこで、時々集落で起こった問題点等を無礼講で話し合うということが一晩中続きます。また、結核等の流行病が出たときは、集落に入れないう、庚申様に守ってもらう信仰があります。私の地元では、現在も23日の夜がこの信仰の名残で集落の集まりになっています。

大矢委員：資料3の指定文化財につきまして、「…18名から掲載の承諾を得た。」とありますが、この中のどれに当たりますか。

大村主事：区長や個人から同意をいただいています。

大矢委員：表のどれに該当しますか。

大村主事：許可をいただいた方の資料は、現在手元にありません。

大矢委員：ガイドブックやサイクリングマップというのはどういう団体ですか。

大村主事：旅行団体等の私的な団体です。

大矢委員：依頼があれば掲載していくということですか。

大村主事：所在地や指定文化財名を掲載してもよいというものです。

大矢委員：掲載することにより、この指定文化財を見たいという要望が出てきます。地図に載せるということとは見に行くことになります。

大村主事：掲載するものについては、所有者が承諾をしているものです。

大 矢 委 員：この18件については、所有者が承諾をすれば、見れるということですか。

大 村 主 事：先ほどの庚申塔については、所有者の自宅の外にあります。中に入れるということではなく、外から見るのが構わないということで、承諾をいただいているものです。

大 矢 委 員：承諾書には記載していますか。

大 村 主 事：記載をしています。例えば庚申塔については、住所は内黒田まで明記しています。

西 山 委 員：写真は掲載しますか。

大 村 主 事：写真も掲載して構わないものは掲載をします。初めから公開をしていないものについては、掲載をしません。

大 矢 委 員：許可をいただいている指定文化財に何かあったときは、市が責任を負いますか。

中野副会長：ガイドブックやサイクリングマップという、私的企業等が掲載をする場合であると読んで構いませんか。

大 村 主 事：構いません。

中野副会長：そうであれば、事前に市の許可を取ることはやり過ぎであり、その都度許可を受けると思います。また市が作成する文化財マップであれば、市が権限を持っているため問題ないと思いますが、この18名に関し、今後は許可を受けているから構わないということは、少し問題であると思います。

西 山 委 員：市のホームページを見て、この指定文化財を見たいと思った場合は、個人が所有者の自宅に直接行くことが普通だと思います。

大 矢 委 員：四街道市文化財の保護に関する条例に、「公開」という項目がありますが、この条文との関連性はどうですか。

中野副会長：それは話が違います。新しく指定した市指定文化財は、公開をしないと勧めることができます。指定した場合、四街道市の公開施設において公開をさせていただきますと勧告することができるということであり、それは拒否することもできるということです。今回は、物の情報をガイドブックに掲載してもよいかどうかということです。

大 矢 委 員：四街道市文化財の保護に関する条例第15条の公開に基づき、市教育委員会が所有者との間で公

開を認めた様な形になるのではないかということです。

中野副会長：公開は所有者の権限です。

大 矢 委 員：条文には公開できると記載しています。

中野副会長：この条文は市指定文化財にした場合、市民に公開することを所有者に勧告できるということです。
今回は指定文化財を所有しているため、ガイドブックに掲載してもよいかどうかという情報公開の内容です。

大 矢 委 員：所有者が承諾をすれば、掲載できるということは分かりました。

中野副会長：物そのものの公開を説明しているわけではありません。市教育委員会が見せてもよいといっても、
見せるかどうかは所有者の権限です。今回は掲載の承諾を事前に18名から回答をいただいているという報告であり、市教育委員会の手続だけで見せるということではありません。

大 矢 委 員：結論としては、市教育委員会は関わらないほうがよいということですか。

中野副会長：関わらないほうがよいということではありません。

大 矢 委 員：承諾書にどのように記載しているか気になりました。

大 村 主 事：この場所にこの指定文化財があるという承諾を得たということです。

遠 藤 係 長：所在地や名称をこのガイドマップに掲載するということです。

大 矢 委 員：承諾書にはどのように記載していますか。

大 村 主 事：市指定文化財を公開することではなく、地図の何番地に市指定文化財があることをガイドマップに
掲載してもよいかという問合せがあったとき、この情報を出してもよいかということです。

西 山 委 員：掲載依頼というのは、どういうものですか。ホームページでオープンにしている場合、承諾の必
要はないと思います。

大 村 主 事：名称、所在地、写真について掲載してよいかということです。

大 矢 委 員：市教育委員会は掲載してよいと言いましたか。

内海課長：市教育委員会は依頼があって承諾書を集めた後、担当課に渡しただけです。

大村主事：シティセールス推進課より、市指定文化財について地図に掲載をしたいという依頼があったため、所有者に掲載依頼をしたということです。

内海課長：市役所にシティセールス推進課という市のアピールをする部署があり、そこがサイクリングマップ等に市指定文化財に掲載する際、市教育委員会を通して所有者にお伺いしていただきたい依頼があったため、承諾書を集めた後、回答しただけです。

中野副会長：市の広報担当課がこのようなシリーズに市指定文化財に掲載していきたいという依頼があったため、承諾を得ましたということだと思います。よって所有者の承諾については、その都度必要であると思います。

内海課長：ご意見等を踏まえた上、期間等の絞込みを行った後、公開したいと考えます。

中野副会長：内黒田庚申塔について、強化剤と洗浄剤の話がありました。充てん剤について、松井先生は何か話していましたか。

大村主事：特に今回は話していませんでした。写真3のように多く散らばっているため、充てん剤でなく、接着したほうがよいということで、接着剤の紹介がありました。

中野副会長：写真2を見ると亀裂が深いです。割れている場合は、充てんしないとどうしようもありません。落ちていた破片については、写真を撮って、コンピュータで復元し、全部残っているかどうか確かめて欲しいです。復元した後において、管理費で賄うことは無理だと思います。これまで四街道市は、石造物に対する修理の補助は出してきたと思います。また修理と併せて、屋根や覆屋を設置して欲しいです。

吉田委員：写真が現状のものではないため、撮った写真を掲載したほうがよいと思います。また、復元をしても元には戻らない可能性があるため、修理する必要がある石造物かどうかということもあります。

中野副会長：市指定文化財として、どこまで修理をするかということです。修理をする場合は、予算的な措置が必要だと思いますので、今後の方針を市教育委員会として示したほうがよいと思います。

吉田委員：庚申塔が何の石かということが記載していません。

中野副会長：修理をする場合、物の状況に応じて予算が掛かります。今回は調査報告として話はいただきましたが、今後の保存修理については、市教育委員会の方針を決めていただきたいと思います。

それでは、次に資料2の「古屋城 範囲確認予備調査」の説明をお願いします。

大村主事：それではご報告します。皆様のお手元の資料2ページをご覧ください。

《事務局より説明》

中野副会長：ただ今の事務局の事業報告について、委員の皆様、ご意見・ご質問等がありますか。

大矢委員：古屋城跡の範囲は確定していないということですか。

大村主事：古屋城跡の範囲は、個人住宅の敷地まで及んでいる可能性があるということです。

大矢委員：昨年3月の文化財審議会の資料においては、名称の所に「物井1060、1071、1075-1～4」と記載していますが、これは市有地の番号ですか。

遠藤係長：昨年度は市に移管された古屋城跡の地番の部分について、範囲指定の変更を行いました。

大矢委員：新名称では「もねの里4-23-6」になっています。

遠藤係長：市に移管された古屋城跡の白磁の井戸の部分を含めて、範囲指定の変更を行いました。

大矢委員：土地の登記上はどうなっていますか。

内海課長：もねの里になっています。

大矢委員：権利者はどうなっていますか。

遠藤係長：市になります。

大矢委員：古屋城跡の範囲はまだ確定していませんか。

内海課長：資料3の54・55に古屋城跡が指定されていますが、前は物井からもねの里に住居表示が変更したことに伴い、市に移管された地番のみ文化財審議会で諮問し、範囲指定変更の答申を受けました。今後は、古屋城跡の範囲が個人住宅の敷地まで含まれている可能性があるため、現在予備調査をしています。

大矢委員：「もねの里4-23-6」については、分割されるということですか。

中野副会長：今後は指定区域の変更を行うということですか。

大村主事：指定区域の変更を行うに当たり、範囲確認を行いますが、今回は現場を見ただけです。正確な測量は行っていません。

吉田委員：「土器が出土していた」とありますが、縄文土器は地図のどの範囲から出ましたか。

大村主事：所有者が古屋城跡を含めた周辺で出土した遺物を見ました。

吉田委員：この地図の外ですか。

大村主事：地図の範囲内です。

内海課長：古屋城跡は発掘調査を一部しか行っていません。

中野副会長：市指定文化財になる前に、市が発掘調査を行わなかったのかという気がします。現在は白磁の井戸と古屋城跡が市指定文化財ですが、今後は出土品や範囲指定の変更を含めて、総合的に審議会に掛けた方がよいと思います。

それでは、次に会議次第 4 議題(2)「その他」について、事務局からの説明をお願いします。

内海課長：事務局からは特にありません。

中野副会長：以上で、本日の議題はすべて終了しました。議事の進行を事務局に返させていただきます。

内海課長：ありがとうございました。各委員よりいただいた意見につきましては、予算等も含め今後精査し、検討します。以上を持ちまして、平成30年度第2回四街道市文化財審議会を終了します。本日はありがとうございました。

会議録署名人 鈴木 満寿男

会議録署名人 西山 太郎